

こすもす

228号 令和2年10月号



9月30日は社長のお誕生日
みんなでお祝いしました ㊦

SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 大

会長 佐々木 直隆

株式会社佐々木総研

西日本税理士法人

西日本社会保険労務士法人

株式会社M&Cパートナーコンサルティング

株式会社タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



令和2年10月1日実施の酒類の手持品課税（戻税）

令和2年10月1日に酒税率の引上げ・引下げが実施されました。

今回、酒税率が改正される酒類に対しては、令和2年10月1日午前0時時点で酒類の販売業者等（酒場や料飲店等の経営をされている方も含みます）が所持する酒類に、新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されております。その新旧税率の差額を差し引きした結果、**引上げ額が多い場合は納付、引下げ額が多い場合は還付の申告を令和2年11月2日まで行う必要があります。差額の納付が必要となる場合は、令和3年3月31日が納期限です。**

【手持品課税等の申告が必要となる方】

令和2年10月1日に、対象酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等で、その所持する引上対象酒類の数量が1,800リットル以上である方（多店舗経営など複数の場所で所持する場合はその合計数量）

に該当しない方で、新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の還付を受けようとする方
還付を受ける場合は、令和2年11月2日までに、対象酒類を所持する場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出が必要です。

上記の届出をした場合は、引上対象酒類を所持するすべての場所について申告が必要です。

（税務会計4課 左藤 祐依）

年末調整改正点

国税庁ホームページより令和2年分年末調整のしかたが公表されました。いくつか改正点がありました。以下の通りです。

1. 給与所得控除に関する改正
2. 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正
3. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正
4. ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正
5. 年末調整関係手続の電子化

【給与所得控除に関する改正】

給与の収入金額（A）	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10$ 万円	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8$ 万円	$(A) \times 30\% + 18$ 万円
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44$ 万円	$(A) \times 20\% + 54$ 万円
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110$ 万円	$(A) \times 10\% + 120$ 万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

【基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正】

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

出典：国税庁「令和2年分年末調整のしかた」より

改正により昨年と比べ煩雑になる部分もあるかと思えます。不明な点等ございましたら弊社担当者までお問い合わせください。

（税務会計2課 マネジャー 重松 悠紀）

年末調整手続の電子化のメリット

令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、**勤務先へ電子データにより提供できるようになり、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施されます。**

年末調整手続を電子化することにより、以下のようなメリットがあります。

従業員のメリット

- 手書きによる手続(年末調整申告書の記入、控除額の計算など)を省略できる
- 書面で提供を受けた控除証明書等を紛失した場合の、保険会社等に対し再発行を依頼する手間が不要

勤務先のメリット

- 年調ソフトで作成した年末調整申告書データを利用することで、控除額の検算が不要
- 控除証明書等データを利用した場合、添付書類等の確認に要する事務が削減
- 年末調整申告書作成用ソフトウェアで控除申告書を作成するため、記載誤り等が減少し、従業員への問合せ事務も減少することが期待される
- 書面による年末調整の場合の書類保管コストの削減

詳細については担当者にお問い合わせください。この機会に電子化を検討されてみてはいかがでしょうか。

参考:国税庁「年末調整手続の電子化に向けた取組について(令和2年分以降)」より

(税務会計4課 谷 明日香)

災害にあわれた方への支援にまつわる税務上の取り扱い

近年、「50年に一度」と言われる大雨が毎年降り全国各地で災害が起きています。

今年も「令和2年7月豪雨」と名付けられた熊本を中心とした災害が発生しました。

被災された方を支援するために、個人や法人で義援金や寄附金を支払われることもあるかと思いますが、税務上の取扱いについては以下の通りです。

Case1:被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して義援金を支払った場合

法人:「国等に対する寄附金」に該当し、**その全額が損金の額に算入されます。**

個人:「特定寄附金」に該当し、**寄附金控除の対象となります。**なお、この義援金は、地方公共団体に対する寄附金として個人住民税の寄附金税額控除の対象となり、原則としてふるさと納税に該当します。

Case2:法人が自社製品等を被災者に提供する場合

不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、**寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。**

Case3:法人が被災した取引先に対し支出する災害見舞金

法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、**災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。**

抜粋:国税庁ホームページより

支払先等によって税務上の処理が違いますので、ご不明な点がございましたら弊社担当者までお問い合わせください。

(税務会計4課シニアコンサルタント 江口 裕子)

2020年10月

10月1日	木	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
10月2日	金	
10月3日	土	
10月4日	日	
10月5日	月	
10月6日	火	
10月7日	水	
10月8日	木	
10月9日	金	
10月10日	土	
10月11日	日	
10月12日	月	源泉所得税の納付
10月13日	火	
10月14日	水	
10月15日	木	
10月16日	金	
10月17日	土	第1回クリニック向けスキルアップセミナー Web開催 顧問先様限定
10月18日	日	
10月19日	月	
10月20日	火	
10月21日	水	
10月22日	木	
10月23日	金	
10月24日	土	
10月25日	日	
10月26日	月	
10月27日	火	
10月28日	水	
10月29日	木	
10月30日	金	
10月31日	土	健保・厚生年金保険料の納付は11/2

2020年11月

11月1日	日	
11月2日	月	
11月3日	火	文化の日
11月4日	水	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
11月5日	木	
11月6日	金	
11月7日	土	
11月8日	日	
11月9日	月	
11月10日	火	源泉所得税の納付
11月11日	水	
11月12日	木	
11月13日	金	
11月14日	土	
11月15日	日	
11月16日	月	
11月17日	火	
11月18日	水	
11月19日	木	
11月20日	金	
11月21日	土	
11月22日	日	
11月23日	月	勤労感謝の日
11月24日	火	
11月25日	水	
11月26日	木	
11月27日	金	
11月28日	土	
11月29日	日	
11月30日	月	健保・厚生年金保険料の納付



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177